

プロイセン「学校保護権」に関する研究 (5)

——「プロイセン一般国法」における「学校保護権」——

山本久雄

(教育学研究室)

(平成4年4月27日受理)

はじめに

前稿では、19世紀前半の「学校保護権」の法的状況を概観した。一応、形の上では「学校保護権」は残っているものの、教師の人事については国家による資格・任用法制の整備により、また、個別学校の管理運営については国王を頂点とし、個々の学校にまで至る教育行政機構の整備により、それぞれ空洞化しているという状況にあり、その背後には「学校保護権」の担い手が学校の維持のための財政負担という点で特別な立場にいる訳ではなくなっているという事情があった。前稿では、そうした状況の基本的な法的枠組みの一つとして「プロイセン一般国法」(Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten. 1794年、以下、ALR)の学校教育条項に触れたのであるが、本稿では、改めて、ALRの中での学校教育関連条項を他の条項と関連づけつつ、「学校保護権」をその歴史的展開の中に位置づけてみたいと思う。ALRは、なお封建的身分的秩序を維持しつつ、国家権力自らが権力維持のために近代化を遂行しようとする、18世紀の絶対主義国家の精神を反映し、一方は中世を、他方は近代を見ているとして「ヤヌスの頭」(ミッターイス)になぞらえられる。従って、ALRは、「未来を指し示す理論的企図と、多様な過去から引き継いだ法的状態の継承という矛盾」(R. コゼレック)を内包し^[1]、それは、前稿で触れたように、各地方固有の慣習、地方法の存続を認め、それらの補充法として自己を限定し、ともかく法的統一を形成するために各地方に既存の法秩序を再確認したという側面をもつとともに、それ以後の新たな個別立法のいわば基準法規という積極的な側面を持っている。学校教育に関する規定、とりわけ、個別学校の管理・運営に関する部分の中にも、以下に述べるように、公教育形成史上重要な内容を含んでいる。

ALRは、初等・中等学校、大学に関する規定をその第Ⅱ部第12章(Titel)に掲げている。それは、形式的には、プロイセン国家の公教育史上初めて、原則的に、全宗派・全地域・全学校種別についての統一的教育法典であった点で特筆すべきものであるが^[2]、内容においても、公教育形成史上重要な原則をいくつか明示的に掲げている点で画期的なものであった。第Ⅱ部第12章は、まず、幾つかの一般原則を挙げ(第1条～11条、以下、特に断らない限り、条文は第Ⅱ部のそれとする)、次に、学校種別毎に、「児童の最初の教授を担う庶民学校(Gemeine Schule)(12-12)に関する規定(12-12～53)^[3]、続いて「青少年に対し、高度の学問のために、または技術および市民的営業のために、そこで必要または有益な学問的知識を教えることによって準備する諸学校およびギムナジウム」(12-54)に関する規定(12-54～66)、

そして、大学 (Universität) に関する規定 (12-67~129) を掲げている。本稿ではこれらのうち主として農村における「庶民学校」について考察する。

「学校保護権」について言えば、ALRは、相変わらず、それを構成する諸権限を私的な——即ち、中央権力の統治に対して独立的な要素を持つ——在地の有力者に委ね、従って、実質的には「学校保護権」を継承しているのであるが、第Ⅱ部第12章の条文の中でその担い手を Patron とはせず、Gerichtsobrigkeit としている。このことは、Patron であること、Gerichtsbareit の担い手であることが、他の特権とともに同時にグーツヘルの人格の中に融合していたという実態からすれば、単なる言辞の変更で、実質は大きな変化を意味するものではなかったと言うべきかもしれない。また、ALR後の個別法規に、相変わらず、Patron または Schulpatron なる語が用いられるということもあった^[4]。しかし、この言辞の変更の背景には、公教育形成史上大きな意味が内包されているのではなからうか。以下、その間の事情を考察してみたい。

なお、以下にALRの条文を引用するについて、本稿ではテキストとして Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt a. M., 1970. を用いた。

1 学校教育の「国家的性格」

ALRの学校教育関連条項における一般原則としては、(1)学校教育の国家的性格、あるいは、学校教育における国家の主導性、(2)家庭における教育の自由、(3)学校における宗教教授への参加の自由、信仰宗派を理由とする公的学校への入学拒否の禁止が挙げられるべきであろう。このうち、(2)家庭における教育の自由の原則は、直接的には「親には、第2章に含まれる諸規程に基づき、その子の教授および教育を家でも配慮することが自由である」(12-7)という条文に基づくものであるが、こうした形態での親の教育権限は、第Ⅱ部第2章「親と子の相互の権利・義務」に規定されている親権、とりわけその監護教育権の一部をなすものである。また、(3)学校における宗教教授への参加の自由、信仰宗派を理由とする公的学校への入学拒否の禁止の原則は、「何人も、宗派の違いの故を以て公的学校への入学を拒否されえない」(12-10)、「国家の法律 (Gesetz) によって、公的学校で教えられる宗教とは異なる宗教を教えられるべき児童は、公的学校での宗教教授に参加することを強制されない」(12-11)という条文に現われているのであるが、これも、第Ⅱ部第11章に掲げられている信仰の自由に関する諸規程に照応するものである^[5]。「学校保護権」は、言うまでもなく、地方有力者の、個別学校に対する優越的な影響力の法的表現なのであるが、これは、(1)学校教育の国家的性格、あるいは、学校教育における国家の主導性、といった原則の貫徹度の問題と密接に関連する。

学校教育全般の国家的性格、学校教育における国家の主導性については、本章冒頭に、先ず、「学校および大学は、青少年に有用な知識および学問を教授することを目的とする国家の施設 (Veranstaltungen) である」(12-1)と規定され、以下、それらが国家の承知 (Vorwissen) と認可によってのみ設立されること (12-2)、すべて国家の監督下にあり、国家による検査 (Prüfung) と巡察 (Visitation) に服すること (12-9) が定められている。私的教育施設・全寮制教育施設 (Pensionanstalt) についても、それを設立する者は「当該地区の学校および教育施設の監督を課せられている官庁にその業務のための適格性を証明し、許可を得るために

教育および教授に関する計画書を提出せねばならない」（12-3）、その私的教育施設はその官庁に服し、その官庁は、そこでの児童の取扱い・養育・体育・徳育・教授につき情報を集める権限と義務を持つ（12-4）、その官庁は、そこで有害な無秩序・弊害を認めたなら、更なる調査と是正のために、州の学務担当官庁にそれを報告せねばならない（12-5）と規定され、「国家の施設」として^[6]の公的規制を免れ得ないものとされている。また、「農村および小都市においては、そこに公的な施設が存在する場合には、いかなる副校（Nebenschule）およびいわゆる隅校も存在しえない」（12-6）との規定は、私的教育施設に対する公的教育施設の優位の原則を述べたものである。更に、個々の学校の管理・運営においては国家法規の遵守が要求され（12-15）、上記第7条の規定に基づき、家庭での教授で生計を得ようとする者は「そのための能力（Tüchtigkeit）を第3条で規定されている官庁に証明し、その証明書を交付された者」でなければならず（12-8）、また、庶民学校の教師についても「任用試験によって職務上の能力に関する証明書を取得しなければ任命されえない」とし（12-24）、いずれも教師の任用者・任命権者の恣意を牽制し、学校教育の水準の確保に配慮が示されている。そして、国家は、その法（ALR）で、「自分の子どもに対して、必要な教授を自分の家で配慮することができないか、または、その意志がない〔国家の〕住民は、すべて子どもが満5歳になったら〔庶民学校に〕就学させねばならない」（12-43）と、親に子どもを就学させる義務を課し、また、親に対する子の義務を定めた第Ⅱ部第2章では、「子は、その力に応じて、親をその経営および生業において助ける義務を負う」（2-121）としながらも、「但し、それによって子からその授業および訓練（Ausbildung）のために必要な時間が奪われてはならない」（2-122）とし、この点に関する限り、親に対する国家の優位を規定しているのである^[7]。

なお、「教養学校」（Gelehrte Schule）およびギムナジウムの国家的性格についても、それが「学校制度・教育制度のために国家によって規定された官庁の直接の（näher）指揮下にある」（12-56）、その「教師と学校監督者の任命が、基金または特別な特権の故に、ある人物または団体に帰属していない場合、その権限は国家に帰属する」（12-59）、「それらの諸学校に対する直接の監督または教師の任命がある私的な人物または団体に委ねられている場合でも、州の学校制度を管轄する官庁の承知および許可なくしては、学校制度の編成（Einrichtung）および教授法における本質的な変更は行われえない」（12-60）、それらの学校の教師は国家の官吏とみなされること（12-65）が規定されている^[8]。また、大学の国家的性格については、「そのすべての員内（ordentlich）・員外（außerordentlich）の教授・教員（Lehrer）・事務員は、裁判籍に関する事以外は、国王の官吏の諸特権を享受する」（12-73）との規定以外には直接の規定はなく、むしろ、それが、特権的団体としての権利（12-67）、独自の定款による内部編成権（12-68）、学内の安寧秩序の保持のための教員・学生・事務員およびその家族・奉公人に対する裁判権（12-69, 70）を持つこと、即ち、自治的・自律的権能を持つことなどが規定されている。しかし、その権能が国家法としてのALRで規定されている点はさておいても、その、大学に関する規定は、以下、学生の受入れ（Aufnahme）の手続き、学生の生活の監視、懲戒、学生の負債に対しての権限などに及び、大学のあり方に一定の枠づけをしているのである。

この、学校教育全般の国家的性格、学校教育における国家の主導性の原則は、形式的には、第Ⅱ部第13章「国家の権利義務一般について」の諸規定と呼応している。ここでは、国民（Bürger）および居留民（Schutzverwandte）に対する国家の権利義務は君主（Oberhaupt）に

集中する(13-1)とした上で、その君主の義務は、先ず、内的小および外的な平和と安全の保持、暴力と破壊に対する各人の所有物(das Seinige)の保護であり(13-2)、更に、君主は「住民(Einwohner)がその能力と力(Fähigkeiten und Kräfte)を陶冶し、福祉を促進するためにそれらを用いる手段と機会が得られるような施設」のために配慮せねばならず(13-3)、そして、「これらの最終目的を達成するのに必要なすべての権限(Vorzüge)と権利」をもつ(13-4)とされている。学校は、上記の「施設」の一つであり、それへの配慮は、国家の権利義務を体現する君主の権利義務ということになるのである。

このように、ALRの第Ⅱ部第12章は、形式的には、プロイセン教育史上初めて、全宗派・全地域・全学校種別についての統一的な教育法典であった点で特筆すべきものであるが、内容においても、他の近代的原则とともに、このように学校教育が基本的に国家の業務であり、国家の統制下で行われるとの原則を初めて打ち出した点で画期的なものだったのである。

2 庶民学校とその「学校保護権」

では、ALRは、庶民学校とその「学校保護権」については、如何に規定しているのだろうか。先ず、指摘されるべきは、上記の「国家的性格」・「国家の主導性」との宣言を、教育管理における地方勢力・教会勢力の排除の志向と解するなら、その原則の宣明にもかかわらず、庶民学校の管理運営の実際においては、相変わらず、地方勢力・教会勢力の関与を多く規定し、従来の在り方を踏襲していることである。「学校保護権」についても、個別学校の教師の任命・服務監督、学校の管理運営への関与権は、事実上、地域有力者に認め、この点は従来と変わらない。しかし、その担い手については、PatronまたはSchulpatronなる語を直接には用いていない。

ALRは、庶民学校(Gemeine Schule)の実際について、およそ以下のように規定している。即ち、それは、その共同体(Gemeine)の聖職者の関与を受けつつ、「その地の裁判権者」(Gerichtsobrigkeit eines jeden Orts)の指揮下にあり(12-12)、その裁判権者は、聖職者とともに、個々の学校施設の外的構成秩序(äußere Verfassung)の第一次的監督に当たる教会長老(Kirchenvorsteher)——それが不在の時は村長(Schulze)、村判事(Gerichte)、警察署長(Polizeimagistrat)——を指揮し(12-13)、彼らからそれについての詳細な報告を受ける(12-14)。その校舎は、教会堂と同様の特権を享受し(12-18)、学校の土地その他の財産についても、通常、教会財産について規定されていることの全てが適用される(12-19)。その裁判権者は、また、教師を任命(Bestellung)する権限をもつが(12-22)、その教師は、前述のように、任用試験によって職務上の能力に関する証明書を保持している者でなければならない(12-24)。新たに任命される教師は、全て郡インスペクター(Kreisinspektor)または首席司祭(Erzpriester)に報告される(12-25)。また、庶民学校の教師は、何ら特権的な裁判籍をもたず、その地の通常の(ordentlich)裁判権者に服する(12-26)。そのサービスの監督は、聖職者の学校理事(geistliche Schulvorsteher)の関与のもとで、その裁判権者が行い、彼は、職務に支障をきたす違反について教師を懲戒するため、教会奉職者の懲戒のために聖職者の上司に授与されているのと同じ権利をもつ(12-27)。庶民学校の教師の扶養は、そのための特別の基金が存在しない限り、子どもの有無、信仰宗派の如何を問わず、その地の戸主全員(sämmtliche Hausväter jedes Orts)の責任である(12-29)。但し、一か所に異なる信仰宗派

の住民のために複数の庶民学校が設立されている場合は、各住民は自分の宗教団体の学校の教師の扶養だけが義務づけられる（12-30）。貨幣と現物から成るその負担は、戸主の保有高と収入に応じて公正に（billig）に分担され、裁判権者によって公示され（12-31）、その負担を果たすことと引換えに、その負担者の子は永久に授業料の納入から解放される（12-32）。農村のグーツヘルは、自らの領民で、その負担が困難な者に、その困窮の度合いに応じて援助せねばならない（12-33）。校舎および教師住宅の保持もまた共同体の（gemein）負担として、その学校に割当てられた全住民によって（von allen zu einer solchen Schule gewiesenen Einwohnern）区別なく担われねばならない（12-34）。その校舎の建築および補修に際しては、都市の参事会および農村のグーツヘルは、学校が所在するグーツまたは市有地で成長した、または得られた物資を、それが十分にあり、かつ建築に必要な限り、無償で提供せねばならない（12-36）。校舎が同時にキェスターの住居となっている場合は、通常、その維持は牧師館について規定されているのと同じ仕方で配慮されねばならない（12-37）。共同体の全構成員は、信仰宗派の相違の故を以て、これらの建物の維持のための負担から免れることはできない（12-38）。学区（Schulgemeine）は、牧師の場合と同様、二日間の旅程という限度で、新しい教師を出迎える（Herbeyholung）義務を持ち、その義務は、教師の家族およびそれが持参する衣服・家具・書物にまで及ぶ（12-39～41）。通常、親はその子が満5歳に達したら就学させる義務をもつが（12-43）、裁判権者と聖職者の学校理事の許可でのみ、児童は就学を猶予され、授業を受けることを延期されうる（12-44）。家事労働のために登校できない児童のために、適宜、特別な授業が用意されねばならない（12-45）。学校の授業は、児童がその司牧者（Seelsorger）の所見により、その身分の分別ある人間にとって必要とされる知識（die einem jeden vernünftigen Menschen seines Standes nothwendigen Kenntnisse）を獲得したとされるまで続けられる（12-46）。学校監督者（Schulaufseher）は、教師の服務と、児童就学のための親の督励の状況を監視する（12-47, 48）。最寄りの説教師は、監督によってだけでなく、教師および児童に対する自身の教授によっても、学校の目的達成のために協力せねばならない（12-49）。学校での懲戒は、児童の健康に害を与えるものであってはならないが（12-50）、教師は、軽い置きざりだけでは、児童の悪習・悪徳・放縦への傾向を抑制できないなら、是正策を講じるために、裁判権者および聖職者の学校理事にそれを報告せねばならない（12-51, 52）。

以上がALRの庶民学校に関する規定の概要である。ここで新たに打ち出されたことは、庶民学校の設立維持のための負担を原則として共同体の独自の負担としたことである。従来、教会付属施設としての学校は、教会法でその在り方が規定され、宗務行政機関の系列によって管理されていた。また、その維持のための経費の多くも教会に依存し、学校財政は教会財政の一部となっていたが、18世紀になって、立法の分野におけると同様、財政においても次第にその独立の傾向が顕著なものとなっていた^[9]。しかし、その過程は一挙に進展した訳ではなく、過渡的で不安定な状況が長く続いた。例えば、王国全土のルター派農村学校について定めた「一般地方学事通則」（General-Landschul-Reglement. 1763年）においては、農村学校の設立維持のための経費については、授業料が挙げられ、それだけで不十分な時には教会の資金が充当されたり、更に献金を募ったり救貧金庫（Armen-Casse）・村落金庫（Dorf-Casse）から拠出されたりする可能性が示唆されているが（§ 6, 7）、ここには教会への依存という局面が見られるとともに、負担関係は不確定で、多くは、暗黙のうちに、個々の学校を取り巻く当事者の私的秩序に委ねられているという状況が読みとれる。こうしたこと背景には、学校で児

童の教育に携わる教師が、事実上、副業——とりわけ、教会の下級使用人としての職務——に従事し、そこから収入を得ていたという事情もあった^[10]。こうした中で、ALRは、学校の設立維持のための負担を、原則として、それを取り巻く共同体の責任とし、それは、個々の住民の保有高と収入によって公正に分担されるとしているのである。但し、厳密に言うと、上記のように、学校の設立維持のための負担の主体は、様々に表現されている。教師の扶養の責任を負っている定住の戸主（Hausvater）の居住範囲としての「Ort」、校舎および教師住宅の保持の責任を負っている「その学校に割当てられている居住者の全員」の居住範囲、教師の出迎えの義務を負っている「Schulgemein」が厳密にいかなる関係にあるかは、筆者にとっては明確ではない。ALRには、その校舎の保持についての原則を定めた条文の後に「但し、外部から付け加えられた共同体の構成員は、校舎の維持のために、学校所在地の同階層の住民の半額だけを負担すればよい」（12-35）との規定があり、現実には複数の共同体が一つの学校に「割当てられる」ことも想定されている。しかし、ここでは、庶民学校の設立維持のための負担が、特定の個人や教区（Kirchspiel）に課せられている訳ではないことを確認しておけば十分である。農村部の共同体、即ち、村落共同体（Dorfgemein）とは、元来、農業経営の共同性に基づいて結集したゲノッセンシャフト的結合体（Realgemeinde）であったが、次第に政治的共同体（行政村）化しつつあり、国家の末端行政組織としての性格を強める趨勢にあった^[11]。通常は複数のその村落共同体が集まって、領主直営地とともに「領主支配領域」（Gutsbezirk）を構成していた^[12]。この「領主支配領域」が農村地帯における最下級の地方行政単位であり、村落共同体は自治行政上の権能はもたない^[13]。ALRにおいては、村落共同体は、「村落またはその耕圃（Feldmark）内に農民の土地を保有する者全員」から成り（7-18）、定住する戸主（Wirth）のみが共同体の構成員としてその協議に参加する（7-20）。村落共同体の全構成員は原則としてその共同地を牧畜・伐採等で利用する権利をもち（7-28）、彼らには共同の役務に参加する義務がある（7-29）。村落共同体の構成員が共同で提供すべき役務・負担としてALRが掲げているのは、公共の道路・橋の修繕、墓所の掃除、共同の牧草地・牧場の管理、村の公共の建物・鍛冶屋・家畜番小屋・泉の建築と修繕、村の家畜番その他の共同の職務を行っている者の扶養、夜警の実施、犯罪人の拘留・監視・移送、逃亡兵の監視、裁判関係者の招致・送致、共同の種牛・種豚の維持、消火活動およびそのための器具の維持に関するものである（7-37）。ALRは、このような広範な公共的事務を課せられている村落共同体に庶民学校の設立維持のための負担を課したのである。

学校への教会の関与という点は、旧来の在り方が踏襲された部分である。上記で明らかのように、ALRは、相変わらず、学校を教会関連施設または教会付属物と見做し、それに聖職者を関与させるという局面を多く残していた。前述のように、学校の外的構成秩序は先ず「教会長老」が監督することになっているが、彼は、原則として、教会パトロンへの任命にかかり（11-552）、当該教区の信徒を代表して、主として、教会財産・収入の管理にかかわる者である（11-612）。学校の校舎には、教会堂と同じ特権が設定され（従って、共同体の同意なくしては他の目的のために転用されず、また、国家の公課が免除され、国家に属する公的な建物の特権を享受する。11-173, 174）、学校の土地その他の財産についても、すべて教会財産について規定されていることが適用されることになっている（12-19）。また、教師の懲戒の際には教会の聖職者の懲戒に関する規程が援用されることになっていた（12-27, 28）。個別教会の聖職者は、その地の裁判権者とともに学校の指揮、教師のサービスの監督、子を就学させるための親の

督励・監督、親の、子を就学させる義務の猶予、問題生徒の矯正のための措置等に関与し、独自には、修了の認定、教師と生徒に対する教授を行うことが規定されていた。なお、ALRは「学校監督者」（Schulaufseher）に、特に教師の職務遂行状況の監視を命じているが、個別教会の聖職者が、事実上、教師の第一次的監督者であったという一般的状況からすれば、そこには「学校監督者」なる「世俗的」な語が新たに使用されたという意味はあったとしても、これによって教師の職務上の上司が聖職者であったという状況が変わった訳ではなかった。新たに任命された教師は、すべて教会ヒエラルヒーの上位聖職者に報告されるとの規定はその状況に応じたものである^[14]。

このように、ALRにおいては、庶民学校の実際の在り方について新たな機軸が打ち出された部分と、旧来の状況がほぼそのまま踏襲された部分とが混在しているのであるが、「学校保護権」を構成する諸権限、即ち、個別学校についての教師の任命権、服務監督権、管理運営への関与権は、上述の素描で示されたように、学校所在地の *Gerichtsobrigkeit* がもつことになっていた。ALRによると、*Gerichtsobrigkeit* は、この他に、学校維持のための各共同体構成員の負担額の公示（12-31）、聖職者の学校理事（*Schulvorsteher*）とともに児童の就学の猶予（12-44）、学校監督者（*Schulaufseher*）とともに子を就学させるべき親の督励・監視（12-48）を行い、「軽い仕置きによっては、児童の根深い悪習や悪徳および放縦への圧倒的な傾向を十分に阻止できない時」、教師はそれを *Gerichtsobrigkeit* に報告することになっている（12-51）。

この点、従来の学校法規に *Patron*, *Schulpatron* なる語が用いられていたこと、および、教会について定めたALR第Ⅱ部第11章にやはり *Patron*, *Patronat* なる語が明示されていることと対照をなす。先ず、前者であるが、例えば、「一般地方学事通則」（1763年）は、教箇所 *Patron* なる語を用いている。即ち、児童の保護者に就学させる義務を課し、しかも授業料の納入を義務づけたあとで、児童の保護者が貧困で所定の授業料の支払いが困難である時は、その保護者は、その授業料を教会の資金から支弁してもらうよう、*Patron*、教会長老、説教師に願ひ出なければならないとし（第8条）、また、*Patron* はキュスターと教師を選考し（*erwählen*）、任命する（*bestellen*）権利をもつとしている（第13条）。また、「高等学務委員会」（*Oberschulkollegium*）の設置を定めた訓令（*Instruction für das errichtete Ober-Schul-Kollegium*, 1787年）は、「朕が全国土のすべての学校は、例外なく、また、宗派の別なく、各々の目的を考慮しつつ、この委員会の上級監督に服する」とした上で、「ところで、疑いもなくランデスヘルに帰せられるべき学校制度に対して、朕はかように同形態の上級監督を命じたのであるが、そこでの朕の意図は、ただ道徳的市民的教育を改善することにあり、それによって、以前、任命権（*Recht der Vokation*）を持っていた貴族その他の *Schulpatron* の私権、市参事会、宗務局に容喙しようとするものではない」（第五条）としている^[15]。もっとも、「一般地方学事通則」では *Patron* とは区別されて、*Gerichtsobrigkeit* も用いられている。即ち、そこでは *Gerichtsobrigkeit* は、児童の保護者に就学させる義務を課しても、児童が往々にして家畜番として使役され、就学しないという現実に対して、管下の農村でできるだけ本職の家畜番が雇用されるよう注意し（第4条）、児童の保護者が児童を就学させず、それが説教師の督励によっても改善されない時、その保護者を召還して尋問し、必要な場合には、強制措置（*Execution*）を講じ（第10条）、更に、不品行・不従順な教師、怠慢な教師の裁判（第13、24条）をすることになっている。

A L Rの教会関連条項を含む第11章では、「教会保護権」(Kirchenpatronat)については、以下のように規定されている。即ち、「教会保護権者」(Kirchenpatron)とは「教会の直接の監督およびその維持(Erhaltung)と守護(Verteidigung)を義務づけられている者」であり(11-568)、その保護権は、先ず、教会の建立またはそれへの十分な寄付(11-569)、衰退し又は困窮した教会の再建、それへの新たな寄付(11-570)によって獲得される。但し、保護権の帰属主体が獲得者およびその相続人のみか、または、ある家門か、また、保護権がある職位またはグーツの所有に結びついているものかは、それぞれの獲得証書に従って決められ(11-578)、疑わしい場合は、グーツまたは土地に結びついているとの推測がなされ(11-579)、教会保護権は、信奉する宗教の如何にかかわらず、グーツとともにそれぞれの所有者に移行する(11-581)とも規定され、現実には、その獲得根拠として、それが付随しているグーツ・土地・職位の所有もありうるということが認められている。なお、A L Rにおいては、教会保護権をもつということとそれを行使することとは区別されている。即ち、国家の中で受容され(aufgenommen)または許容された(geduldet)、キリスト教的宗教団体に所属していない者は教会保護権を行使できないとされており(11-582)、この場合、その行使は他人に委ねねばならないが、保護権から生じる負担および給付は、当該グーツの収益から支弁することになっている(11-583)。教会保護権を構成する権限は、概略、個別教会についての人事権、教会財産の管理権、ある種の栄誉権、そして、困窮した際の教会財産からの給付請求権である。人事権とは、個別教会の聖職者としてのPfarrerおよび教会の使用人としてのキュスターの事実上の決定権である。Pfarrerの場合、形式的には上位宗務機関の聖職叙任により任命されるのであるが、パトロンは「既に聖職に就いている者、または、志願者としての暫定的な試験を経て、その州の聖職者の長(geistlicher Ober)による説教の許可を得ている者」の中から候補者を選考し(11-328)、それを教区住民に紹介し、彼らの前で試験説教(Probepredikt)と問答説教(Catechisation)をさせ(11-329)、その後、彼らの意見表明を聞き(11-334)、それらを経て上位宗務機関に事実上の拘束力をもって提案Präsentationするのである(11-386)。パトロンはまたキュスターおよびその他の教会の下級奉職者を任命する権限をもつ(11-556)。その際、Pfarrerの勧告を聞かねばならないが、それに拘束される必要はない(11-557)。更に、パトロンは、教会財産の管理について、その直接の管理者たる教会長老(Kirchenvorsteher, 11-619)を任命し(11-552, 585)、その収支勘定の提出を求めることができ(11-585)、教会長老の財産管理について特別かつ直接の監督をすることになっている(11-622)。パトロンの栄誉権としては、教会での合唱に際し、優位の位置に自身の椅子をもつこと(11-588)、家族とともに教会の公的な祈りにおいて特別に考慮(denken)されること(11-589)、妻、嫡出の卑属、傍系親族とともに埋葬に際して、地下納骨室に一所を与えられること、埋葬が行われえない時は教会に属する墓所に無償で優位の場所の割当てを求めうること(11-590)、自身および家族のために教会に記念碑を建立できること(11-592)、パトロンおよびその配偶者の死去に際しては、各地の慣行によって定められた期間、吊鐘が打たれ(11-593)、パトロンおよびその家族の死去に際して、従来、彼らのために教会服喪(Kirchentauer)が行われてきた所ではそれが踏襲される(11-594)ことになっている。また、これらの他に、困窮したパトロンは、他にそれを扶養する者がいない時、かつ、教会の財産収入がそれを維持していくのに必要な支出を差し引いてなお余剰がある時に限って、自らに必要な生計費を教会財産から支出するよう要求できる(11-595~597)ことになっている。このように、A L Rにおいては、教会保

護権とは、教会の建立、それへの特別な寄進、それが付随している職位への就任、所領の所有を獲得根拠とし、一定の要件を備えた俗人の人・家門等に授与されるもので、それを構成する権限は、概略、個別教会についての人事権、教会財産の管理権、ある種の榮譽権、そして、困窮した際の教会財産からの給付請求権である。ALRにおいては、すべての教会にそのような保護権が設定されている訳ではなく、また、「宗教の教授、礼拝の配慮および秘跡の挙行のために任じられている者」（11-59）としての聖職者の職務の詳細は、カトリック司祭についてはカノン法に、プロテスタント聖職者については宗務局令・教会令（Consistorial- und Kirchenordnung）によって規定されることになっており（11-66）、彼らに対しては独自のヒエラルヒーが形成されている。従って、その保護権なるものを過大評価してはならないが、それでも、ALRの中に、それは確固として規定されているのである。

ともかく、こうした中で、ALRがその学校関連条項で Patron なる語を用いず、「学校保護権」を構成する諸権限は、その地の Gerichtsobrigkeit が持つとしている点は、とりあえず確認しておくべきことである。

3 農村における「学校保護権」の担い手 —— Gerichtsobrigkeit eines jedes Orts ——

次に問題となるのが、「学校保護権」の担い手たる Gerichtsobrigkeit eines jedes Orts とは、その時の農村の社会構造の中で、事実上何を意味するかということである。ALR自身はそれを明示していない。それは、当時のプロイセン国家が、地方ごとに伝来・固有の法規範・統治機構・慣習を存続させ、とりわけ、司法制度においては、絶対主義国家の統治機構たる Generaldirektorium — Kriegs- und Domänenkammer のラインが貫徹しえず、しかもALR公布の際の勅書（Patent wegen Publikation des neuen Allgemeinen Landrechts für die Preussischen Staaten, vom 5. Februar 1794.）がそれら地方の個別的要素の存続を認め^[16]、また、以下に触れるように、ALRは社会の身分的編制を規定し、司法制度においても身分ごとに異なる担当裁判所と審級制度を前提しており、従って、一律にそれを明示することができなかったからである。ここでは、先ず、ALRの裁判権に関する規定を見ておこう。ALRは、第Ⅱ部第17章「臣民（Unterthan）の特別の保護のための国家の権利と義務」において、裁判権（Gerichtsbareit）について一般的に規定している。即ち、そこでは、「国家は、その臣民の安全のために、その人格、榮譽、権利および財産に関して配慮する義務を負う」（17-1）とされ、その「国家の住民の、人格・財産のために配慮する義務」を基礎として国家は一般的で最上級の裁判権を持ち（17-3）、その、国家に属する一般的で最上級の裁判権は国家の君主（Oberhaupt）に帰属している（17-18）。但し、その裁判権の行使は、一定の区域、物件、人または行為に関して、人、家門（Familie）、団体（Corporation）、共同体（Gemeine）に委譲されることがあり（17-19, 20）、その私的裁判権（Privatgerichtsbarkeit）は、更に、土地（Grundstück）の所有（Besitz）とも結びつきうる（17-21）。そして、裁判権が、ある種のグーツの所有と結びついている場合、またはグーツに特別に付随している場合、それは領主裁判権（Patrimonialgerichtsbarkeit）と呼ばれ（17-23）、それは、それが付随している土地の所有権（Eigentum）とともに次の所有者に移行する（17-24）とされている。ここに、裁判権は究極的にはすべて国家に淵源するとの原則が謳われているのであるが、その裁判権の行使は私人に

委譲される可能性が示され、更に、土地の所有権と結びついた裁判権も認められている。従って、裁判権の行使の実態が多様でありうることは、この章の規定からすでに伺われる。また、ALRは社会の身分的編制を規定し、それぞれの身分の属性、権利義務などを個々に、章ごとに定めているのであるが、そこでは身分ごとに裁判に関する事項も別々に定められている。特権身分のうち、貴族 (Adel) は「国家第一の身分として、その使命により、主として国家を防衛し、その外的な尊厳と内的な構成秩序 (Verfassung) を支える義務をもつ」(9-1) とされ、「貴族身分の者は、通常、州 (Provinz) の最高の裁判所にのみ服する」(9-34) こととされている。ここでの「州の最高の裁判所」とは、実際は、従来、地方等族 (Stände) の影響下にあった Regierung を意味し、それは、都市裁判所と領主裁判所に対する上訴裁判所であり、貴族を含む特権諸身分のための初審裁判所であった^[17]。軍人 (Militairpersonen) と国王の官吏、そして、国家によって特権を付与された教会団体 (Kirchengesellschaft) の聖職者も、特権的な裁判籍 (Gerichtsstand) を享受することになっている (10-16, 105, 11-97)。このことは、既に、如上の特権身分とそれに属さない非特権身分とにおいて担当の裁判所と審級制度が異なるということの意味している。更に、非特権身分のうち、「都市に定住し、市民権を得た者」(8-2) としての「市民」(Bürger) は、通常、参事会の主宰する都市裁判所に服し^[18]、「農村のすべての住民で、直接に耕作 (Ackerbau) と農業経営 (Landwirtschaft) に従事し、かつ、貴族の生まれでない者、職務または特別の権利によりその身分から除外されていない者」(7-1) としての「農民」は、それが王領直轄地の農民であるか否かで、第一次的裁判権の担い手が異なる。王領直轄地においては、グーツヘルたる国王の裁判権 (領主裁判権) は、Beamte, Generalpächter などと呼ばれる各地の農地経営請負人が代行した。王領直轄地以外の農村の農民の場合、Gerichtsobrigkeit eines jedes Orts とは、その農村を含むグーツの所有者、即ち、グーツヘルであった。その実態を把握するためには、当時の農村の社会構造の把握が不可欠である。ここでは、グーツヘルと農民子弟の学校教育との諸関連を把握するため、先ず、ALRの諸規定を参照しつつ、グーツヘルシャフトなるものの基本構造をいま一度素描しておこう。

一般に、グーツヘルシャフトの特徴として、(1)領主の、自主的・直営的な生産 (農業経営)、(2)その商業的性格、(3)そこにおける領主・農民間の農奴制的支配隷従関係、(4)その領主支配地域の自己完結性を挙げることができるであろう。先ず、エルベ以西では、領主はグルントヘルとして、隷属農民から地代 (現物、貨幣) を徴収するのみで、直接、生産には従事せず、直接の農業経営から遊離した寄生地主化していった。そこでは、農民は、土地の保有者であるに過ぎなかったが、その領主に対する隷属関係は、土地の付属物といったものではなく、かなり自由な支配・隷属関係であった。そして、農民は自らの保有地の経営の実体として存在し、独立自営化への傾向を自らの内に含んでいた。これに対し、エルベ以東で支配的なグーツヘルシャフトにおいては、グーツヘルは、同時にグルントヘルとしてその土地を保有する農民から地代を取得したのみでなく、領主直営地 (Vorwerk) を持ち、農民を使用して、しかも、主として、農民の賦役 (Scharwerk, Dienst) によって、自ら直接に農業経営 (Gutswirtschaft) をおこなった。そして、その農業経営は、多分に商業的、あるいは資本主義的性格をもっていた。グーツヘルは、その地代や直接の農業経営によって生じた余剰生産物をもって、西欧諸国との商業的取り引きを行った。即ち、グーツヘルの農業経営は、自らの必要やその周縁の局地的市場圏の直接の需給バランスという地平を越え、そこでは広大な市場めあての生産やそれ自体自己目

的と化した利潤追求が行われるようになった。そして、それは主として農民からの激しい収奪・搾取によって行われた。その度合いが強まれば強まる程、農民からの収奪・搾取が強化されるという仕組みがそこに存在した。領主は、その直営地の労働力を安定的に確保するために、農民とその子の移動の自由を制限し、その土地に緊縛する（Erbuntertänigkeit）とともに、自らの直営地への優先雇用権（Vormietersrecht）をもった。こうした中で、農民の土地保有の形態は種々であり、売買、貸借、相続などがほぼ自由な、所有権類似の永小作権、小作期間が文書により定められる定期小作権もあったが、大部分の農民はラスベジツ（Laßbesitz、隷役小作）と呼ばれる、劣悪で不安定な土地保有権しかもたず、そこには、売買、貸借、相続、担保の自由が認められず、領主の恣意的な取り上げの危険性があった。また、農村には、ともかく耕地を保有する農民の他に、土地を保有せず、一定期間、所定の待遇で、補助労働力として、従って、農業経営の部分過程にのみかかわる奉公人（Gesinde, Dienstbote）が多様に存在していた（ALRでは、ともかく土地を保有する農民を、Gutsherr に対応させて Gutsunterthanen と呼び（7-87）、土地を保有せず、ただ人的隷民性だけをもつ農村住民を、Herrschaft に対応させて Unterthanen と呼ぶ）。無論、奉公人は独立の、固定的な階層としてのみ存在していたのではなく、零細な土地保有農民自身およびその家族などが奉公人として他の経営にかかわることもあった。そこには、地代の形態が労働地代（賦役）から現物地代（貢納）へ、更に貨幣地代（貢租）へと移行するにつれて農民の隷属性が希薄化していくという一般的な趨勢とは無関係に、農民の土地緊縛性、ヘルへの人格的隷属という状況が存続していくのである。〔なお、グーツヘルは、こうした農業経営の他に、領内に製粉・製パン・醸造等の営業独占権をもち、領内でのその販売価格を自ら規制し、場合によっては、鉱山業、工業、製材業などを営むこともあった。〕そして、グーツヘルは農民からの収奪・搾取を可能にするため、農民を支配・隷属化し、そうした状況を維持強化するための手段として種々の特権（上級所有権 Grundherrschaft、人身支配権 Leibherrschaft、後述の領主裁判権、警察権、村長任命権、教会保護権、身分制議会たる郡会 Kreistag での生得的議席権、郡長推薦権等）を持っていたのであった。グーツヘルは、そうした特権を、プロイセン国家が中央集権国家としての実体を備えてくる過程で、例えば、常備軍の設置のための課税に同意する見返りとして認められ、その支配地域は「国家内の国家」になぞらえられる程の自立性を備えるに至っていた。非王領地の農村においては、国家の統治機構も、せいぜい郡（Kreis）レベルの Landrat にまで及ぶだけであった。こうして、グーツヘルシャフトにおいては、その土地（Gut）の所有者（Eigentümer）は、その中に居住する住民の階層やそれぞれの個々人が同時に兼ね備える多様な属性や生活の諸局面に対応して、種々多様な特権を手中に収めていた。土地保有農民に対しては上級所有権者であり、直営地の恒常的・世襲的な労働力としての隷民性を備えた奉公人に対しては圧倒的に優位な雇い主であり、教会の信徒に対しては教会の守護者であり、住民に対する警察活動に際してはその権力の保持者であり、訴訟問題が生じた際にはその第一次的な裁判権者であり、そして、子どもとその親に対してはその学校の教師の任命権者であり、教会の聖職者とともに学校の在り方に影響を与える有力者であった。無論、それらの特権は一つ一つ獲得根拠が異なり、その性質に応じて限界づけられているものであるが、裁判権の場合はその中でやや特殊な位置づけが与えられるべきであろう。農民はグーツヘルシャフトに服する限り、第一次的直接的に領主の Patrimonialgerichtsbarkeit に服し、領主は、領内に裁判所を経営し、自ら或いは裁判官を通して農民に対する法的統制を行う。これによって領主は領主・農民間の

紛争を容易に自己に有利に解決することができた。領主は、その審理を経て、即ち、合法的に、反抗し不服従な農民を処罰し、強制労働を課し、保護を打ち切って農民保有地を取り上げ、村落から追い出すことができた。領主裁判権は、領主の、領民に対する諸特権を保障するものであった^[19]。プロイセンにおいては、その領主裁判権は三月革命後に漸く廃止されるに至る^[20]。

A L R 第Ⅱ部第7章「農民身分について」によると、グーツヘルは、各農村において自己の諸権限を執行するために、それぞれに農村の長 (Vorsteher) としての村長 (Schulze) (7-46) を、その村に定住の戸主から任命する (7-47)。その職務は、村落共同体の自治的な事項 (村落共同体の協議の召集・司会および決議事項の起案、共同の作業・役務の監督、村落共同体の財産の管理、共同地管理人の監督) とともに、ランデスヘルおよび *Gerichtsobrigkeit* の命令の周知徹底、租税等の公課の徴収・引き渡し、村落共同体および耕地の境界の管理、郡長への家畜の疫病および災害の発生の通報、身分証明書をもたぬ不就労者・乞食・浮浪者の逮捕・拘引、喧嘩・口論の仲裁、巡察の援助、無許可の奉公人の採用の監視、犯罪人および後見・保護を必要とする孤児・瘋癲・白痴の *Gerichtsobrigkeit* への通報、共同役務を行う者の監視・督励、防火のための配慮等 (7-52~71)、グーツヘルの特権の行使の補助・代行にかかわるものに及ぶ。村長は、更に、*Gerichtsobrigkeit* によって任命されるその補助者 (参審員 *Schöppen* と *Gerichtsmann*, 7-73) とともに村落裁判所 (*Dorfgericht*) を構成する (7-79)。村落裁判所は、領主裁判権の一部を代行するものとして、*Gerichtsobrigkeit* の監視のもとで、軽微な違法の審理・判決と公証 (*Beglaubigung*) を行う (7-81) のものとしている。

こうして、「学校保護権」を構成する諸権限の担い手としての *Gerichtsobrigkeit* とは、農村においては、通常、その農村を含むグーツの所有者にして、一身に多様な特権をもつ者の、第一次裁判権の保持者としての側面をあらわすものということが明らかになったが、次に検討すべきは、何故あえてこのような言い換えが行われたかということである。

4 なぜ *Gerichtsobrigkeit* か

最後に、この言い換えの理由を考察しよう。この場合、*Patron* なる語の使用の不適当さと、*Gerichtsobrigkeit* なる語の使用の積極的意味という、二方向からの考察が可能であろう。先ず、前者であるが、現実的な事情として挙げねばならないのは、教区教会はすべて私人としての *Patron* をもっていた訳ではなく、すべての教区教会に私人によって担われる *Patronat* が設定されていた訳ではないという点である。いま一度第11章を見てみると、個別の教区教会の聖職者である「*Pfarrer* の選考が、司教によるか、宗務局によるか、私的パトロンによるか、または共同体の成員によるかは各州および各地の規程によって詳細に決められねばならない」

(11-324) とされ、また、「固有のパトロンを持たない教会については、*Pfarrer* の選考は、通常、共同体の権限である」(11-353)、「教会長老は、通常、パトロンによって任命される。但し、パトロンがない場合は、正規の裁判権者 (*Gerichtsobrigkeit*) の許可のもとで、共同体によって選ばれる」(11-552) との規定がある。ここから、教会の設立の事情は多様で、そのための負担関係も多様であったことにかかわって、そもそもパトロンなる者を持たない教会・教区も存在していたことが伺われる。A L R の上述の規定は、そうした点での教会の多様性を前提にしたものであり、パトロンを持たない教会での *Pfarrer*、教会長老の選出手続きに

関して定めたものである。とすると、その教区内の学校の教師の任命・服務監督、学校の管理運営への影響の権限の担い手を一律にその教会・教区の Patron と規定すると、現実的に混乱が生じる可能性があったのではなかろうか。

また、庶民学校の設立と維持のための負担の担い手が、原則として、学校所在地の共同体とされたことに関係するが、元来、Patronat とは、個別教会の設立と維持のための拠出に対応して授与され、または承認された特権であることを基本的性格として持っていた。ALR の制定時に既設の学校には、多様な設立事情があり、その中には、教会の Patron としての一私人の拠出によって設立されたものもあったであろうが、立法の趣旨からすると、負担の担い手でない者に、負担することによって授与・承認される特権を授与することは、論理的に齟齬が生じることになってしまう。既述のように、学校が新設される際に、領主は領内で採取した木材などを無償で提供せねばならないことになっていたが、それは「グーツヘル」としてであって、「パトロン」としてではなかった。ALR においては、グーツヘルは、領民が困窮した際の援助の義務（7-122, 130, 12-33）、領民の子の良きキリスト教教育のための配慮の義務（7-125）、そのため親がその子を学校・教会にやることの督励・監視の義務（7-126）を負うとされているが、学校新設の際の木材等の提供義務は、そうした脈絡の中で捉えられるべきであろう。

次に、Gerichtsobrigkeit なる語の使用の積極的意味という側面である。C. ボルンハクは、この語が ALR の用語法からすると最下級の地方行政機関を意味し、その実質的な担い手としてのグーツヘルや都市当局の学校に対する諸権限は、もはや教会パトロナートから導き出されるものではなく、国家からの委託によるものだと指摘している^[21]。確かに、ALR の構成においては、警察や裁判などの公権は国家に淵源し、グーツヘルは、国家から委託されて、それらを執行し、農民のフーフェ（持ち分）に課せられている公租（Kontribution）を国家のために責任を持って徴収せねばならない立場にいる。農村のグーツヘルが所持する様々な特権のうち、裁判権の担い手としての側面は、国家の統治機構上の一機関としての意味を最も強くもつことになるのである。

更に、検討せねばならないのは、ALR における国家と学校教育との内在的な関係である。ボルンハクが言うように、ALR の規定中の、学校に対する諸権限を、敢えて、教会パトロナートから導き出されるものではなく、国家からの委託によるものだと捉えるとすると、その背景として、国家法としての ALR は学校に対して、教会とは異なる、独自の意味を見出していた筈である。起草者は、国家にとって学校教育はいかなる意味をもつものと捉えていたのであろうか。起草者の一人スアレツ（Carl Gottlieb Svarez. 1746-1798）は ALR の公布の前に、皇太子（後の Friedrich Wilhelm III）に進講し、また、「水曜会」でしばしば講演しており、それが彼の他の論文とともに、1960年に編集出版されている（Vorträge über Recht und Staat. hrsg. von Hermann Conrad u. Gerd Kleinheyser）が、それにより彼の思想の概略を把握してみよう。

スアレツの所論は、国家の目的、統治者と市民との間の権利・義務関係について考察するに当たって、他の自然法論者と同様、先ず、国家も最高権力者も市民的秩序も存在しない自然状態にある人間を想定することを立論の出発点としている。要するに、自然状態において個人は、自身の幸福を維持し促進するところのすべてをなす権能をもち、また、その幸福を妨害することはすべてしない義務をもつ。しかし、自然状態のままでは万人の万人に対する戦争となり、

人間の存在目的としての幸福を達成しうる状態ではなくなる。そこで人間はこの目的により近づくために、「市民契約」(bürgerlicher Vertrag)により、「我々が国家と呼ぶ、共通の最高権力に服しているところの市民社会」(Vorträge, S.461)に結集する。その際、統治者は臣民を法律およびそれによって規定された市民社会の目的に従って統治することを引受け、臣民は彼に服従し、共同の幸福にかかわるすべてのことにおいてその命令に従うことを宣誓する。統治者は臣民の一般的福祉の維持と促進に反することをとする権能を有しない。彼は、臣民個人の自由を、すべての者の安全と自由を保障し維持するために不可避的に必要である限りでのみ制限しうる。その他の場合には、彼は臣民に、その精神的能力と身体的力、生得のそして獲得された財貨の使用において自然的自由を残しておかねばならず、一般的福祉を妨げない限り、阻害してはならない。これが、統治者と臣民との間の諸々の権利義務が基づくところの国家の基礎である。従って、国家の目的は、第一に、国家のすべての成員がその身体と財産について他人のあらゆる力による攻撃と妨害に対して可能な限りの保障を享受出来ることである(Vorträge, S.464)。そのためには各人にとっての「自分のもの」が確定されていることが前提であるが、それに関連して、国家はその成員の間での権利紛争の解決のための一般的に承認された規則を確定し、現実生じた事件へのその適用を国家の最高権力へ委譲しておかねばならない。これが第二の目的である(Vorträge, S.466. A L R 第Ⅱ部第13章中の「国家における君主の第一の義務は、内的小および外的な平和と安全を保持し、暴力と破壊に対して各人の所有物 das Seinige を保護することである」との規定およびその第Ⅱ部第17章「臣民の特別の保護のための国家の権利と義務」は主としてこれらに関する規定である)。また、スアレッツにとって、すべての人の諸力と諸能力が個人の幸福の相互的促進のために、各人が彼自身の幸福を促進するために、他人がそれらを自由に使用するのを妨げられない限り、使用されねばならないが、国家の第三の目的は、各人にその状態と環境に応じて彼の能力と力の可能な限りの完成を容易にする用意をすること、各人に他人を侵害することなく、自身の能力と力を彼の利益のために使用する機会を与えることである(Vorträge, S.466ff. 第13章中の「君主は、住民がその力と能力を陶冶し、幸福を促進するためにそれらを用いる手段と機会が得られるような施設のために配慮せねばならない」)。ここから国家の具体的活動には、犯罪の防止、公民の身体と財産にとって有害な偶然と自然現象の予防、公安の見地から所有権の濫用の制限、諸々の営業・生業の継続と繁栄の阻害要因の除去とともに、公民のために、彼らの義務についての教育と必要な生活の享受だけでなく快適で悦ばしい生活の享受を容易にするために配慮することが含まれることになる。なぜなら、一般的福祉にとっては、国家の市民に彼らの「私的幸福」のための手段が容易に獲得されることが大切だからである。その配慮には、各人が善意の義務とその行動根拠を知る機会を持つこと、各人が単に必要なものだけでなく、生活を安楽に快適にするものを得られる状態に置かれていること、各人が自然や芸術の美しさから適切な限度に制限された楽しみを享受することによって生活を楽しく明るくすることが属する(Vorträge, S.640)。ところで、スアレッツにおいては、統治者への「委託」の目的範囲が広義に解され、市民社会と「市民契約」の目的範囲を越えて国家目的が捉えられている。即ち、国家の目的は以上の如き外的な妨害と侵害に対する人身と財産の保証だけではなく、最高目的としての人間の幸福のために「他の個々人の福祉を積極的に促進するよう我々を強制する、しかし、自然法上決して我々は強制されない法律」を制定し、道徳的な「親切義務」(Pflichten des Wohlwollens)を法的に強制することもその目的に含まれる。その強制法の例として、児童の身体的精神的陶冶と教育

に配慮するよう親を強制する法律、援助のない貧しい親を扶養するよう子を強制する法律、他人の未成年の子を後見的に保護するよう国民を強制する法律、救貧施設の維持のために一定の寄付を国民に要求する法律が挙げられる。そして、ここから、国家は、親切義務を行うべき道徳的動機が喚起・養成・強化される施設を設置する権利をもち、その施設にはすべての教授・教育施設、また、一般に真の啓蒙の促進になるすべてのものが含まれる。また、国家は、その施設利用者から設立維持のための分担金を要求する権利をもち、「親切義務」の不従順が直接的直線的に国家結合の主目標の達成を妨げるか、市民社会の結合の解消を結果することが確実に予想される場合には「親切義務」を法律上の強制的義務に変える権利をもち（Vorträge, S.641-644）。こうして、スアレッツにおいては、国家目的の中で、教育は極めて大きな比重を占め、学校は、人間の幸福の促進のための諸力・諸能力の可能な限りの完成を目指し、また、道徳的動機の喚起・養成・強化のための受益者負担的な国家施設ということになる。ここでは、国家は個人や市民社会の保護者であり、それらの後見的監督の立場にいる。スアレッツにとって、学校は国家目的の実現のために格別注目に値するものとなり、そのための重要な使命を帯び、そして、国家によって管理されねばならないものとなる^[22]。学校を国家の施設であるとし、国家の統制下にあるものとした背景には、このような思想が横たわっていたのである。Gerichtsobrigkeit なる語の使用は、実際には、現実を追認したということ以上の意味はないかもしれないが、理念的には、この後、明らかな潮流となる、国家による教育の主導を象徴する意味を持っていたものと思われる。

おわりに

以上で明らかになったように、啓蒙的絶対主義の法としてのALRにおいては、庶民学校の「学校保護権」は継承されるのであるが、その担い手は、その地の Gerichtsobrigkeit とされた。農村においては、Gerichtsobrigkeit とは、事実上、グーツヘルを意味し、彼は同時に Patron であることが多かったため、現実にはこれによって事態が急変することはなかったであろうが、その担い手の称号の変化は、公教育形成史上大きな意味をもっていた。即ち、Patronat が本質的に教会への私的な拠出によって得られる特権であるのに対して、Gerichtsobrigkeit は、形式上、国家に淵源し、たとえ地方の有力者がそれを行使していたとしても、それは国家の委託に基づくものとされていた。従って、個別学校の「学校保護権」の担い手を、Gerichtsobrigkeit とすることは、その実質的な担い手の諸側面のうち、国家の統治機構の一環に組み込まれ、国家の機関として機能するという側面が強調されることを意味し、これは、教育の国家統括化という大きな趨勢の一コマをなすものである。そして、こうしたことの背景には、ALRが学校教育に対して独自の意味を認めていたという事情があった。そして、ここまで来ると、ALRの後の個別立法に、Schulpatron(at)あるいはPatron(at)なる語が使われることはあっても、ALRの中の、Gerichtsobrigkeit を担い手とする、前記の諸権限を、「教会保護権」(Kirchenpatronat)に倣って、「学校保護権」(Schulpatronat)と呼ぶことに若干の躊躇を覚えるに至るのである。

【注】

- [1] Reinhart Koselleck ; Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848. 2. Aufl., 1975. S. 143.
- [2] 1787年には、監督官庁としての「高等学務委員会」(Oberschulkollegium)が全地域、全宗派を対象にして設置される。その職務権限と組織とを定めた訓令は、ALRのような包括的なものではない。
- [3] 筆者は、前稿で、この Gemeine Schule を、Gemein (共同体)によって維持される学校という側面を重視して「共同体学校」としたが、本稿では、形容詞としての gemein が示唆するこの学校の階層的性格を取り上げて「庶民学校」としておく。
- [4] そもそも、Ludwig von Rönne 編纂の法令集 (Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates, Bd. 1. 1855.)は、教師の任命権に関する諸規定を蒐集した部分の見出しに、相変わらず、Patronat なる語が用いられている (S. 444)。
- [5] 但し、第Ⅱ部第11章に規定されている信仰の自由には、国家の後見性、或いは宗教の国家目的への収斂という制限が付せられている点を忘れてはならない。即ち、そこでは、「国家の住民 (Einwohner) の神および神的なるものについての概念、信仰、内的な礼拝は、強制法の対象たりえない」(11-1)、「国家においては、各住民に完全な信仰および良心の自由が保証されねばならない」(11-2)、「何人も、宗教的事項についての私的な意見表明に関しては国家の規定を受け容れる義務はない」(11-3)、「何人も、宗教的見解の故に不安にさせられ、責任を問われ、罵られ、追放されてはならない」(11-4)、「国家もまた、個々の臣民 (Untertan) にどの宗教団体を信奉しているかの申告を要求しうるのは、ある市民的行為の効力がそれに関係している時だけである」(11-5)、「但し、その場合も、異なった意見の告白により告白者に結びつく不利な帰結は、法律によりそこからある市民的行為および権利が正当な理由により無効となる、ということに限られる」(11-6)、「全ての家父長は、随意に家での礼拝を命じることができる」(11-7)、「但し、彼は、他の宗教団体に属する家族成員に対し、その意に反してその家での礼拝に臨席させることはできない」(11-8)と規定され、信仰の自由の保証に関する諸規定が掲げられているのであるが、同時に、「国家の複数の住民は、国家の認可のもとで、宗教行為のために結合することができる」(11-10)、「各教会団体 (Kirchengesellschaft) は、その構成員に対し、神への畏敬、法への恭順、国家への忠誠、同胞への道徳的によき心情をそれぞれ注入する (einflößen) 義務を負う」(11-13)、「それに反する宗教原則は、国家において教えられてはならない。また、口頭によっても、通俗書によっても広められてはならない」(11-14)、「国家のみが、審査を行った後、宗教原則を禁止し、布教を差し止める権利をもつ」(11-15)、「国家によって明確に受容された (aufgenommen) 教会団体は、特権的団体 (Corporation) の権利をもつ」(11-17)、「各教会団体の公的・私的な宗教行為は、国家の上級監督に服する」(11-32)、「国家は、教会団体の会合で教えられ、論じられていることについて知る権利をもつ」(11-33)、「教会財産は、国家の上級監督と指揮 (Direction) に服する」(11-161)、「国家は、教会の収入が目的に即して使われているか否かを監視する権限をもつ」(11-162)とも規定されている。ここに、所謂啓蒙的絶対主義なるものの特質が表出していると見るべきであろう。即ち、ALRは、一方で自然法的な人権概念を掲げ、その一環として信教の自由を普遍的なものとして謳いつつ、他方で、国家の目的・使命を「公共の福祉」の実現に求め、しかも、その「公共の福祉」を極めて弾力的に解し、その「公共の福祉」の実現のために啓蒙者・後見人としての国家が個々人の人権を制限し、枠づけることを正当化するという構図がそこに見られるのである。
- [6] 「国家の施設」には、私的教育施設も含まれるとされる点については、笹川紀勝「ドイツ憲法史における私立学校——その1。『プロイセン一般ラント法』と教育——」『北星論集』第12号。1974年。81頁を参照。
- [7] 通常、親権は子の身上に対する監護と財産に対する保護とに分けられ、このうち、身上監護権は、監護教育権、居所指定権、懲戒権、職業許可権等から成る(乾 昭三「プロイセン一般国法における監護教育権」『立命館法学』4・5号 1953. p. 111)。「親と子の相互の権利・義務」を極めて詳細に規定している第Ⅱ部第2章には「親は、その子を国家の将来の有用な構成員とするために、有益な学問・技術 (Kunst) または生業において準備せねばならない」(2-108)との規定がある。なお、乾氏はALRに規定された親権を、以下のように、「国家のための親権」と統括する。即ち、親権をローマの支配型とゲルマンの保護型とに類型化する通説に従うと、プロイセンにおける親子関係は、形式こそローマ法式的であるが、そこでの父権は権力的性格において極めて曖昧であることから、実質的にはゲルマン的色彩を多分に含んでいる。ローマ法においては、外に対して団結を固めるために統制の絶対性を認める支配型の親権が生じ

るのに対して、ゲルマン法においては、上級団体にたいする家族団体の長の責務としての保護型の親権が規定される。ゲルマン法における親権は、家族成員を民族その他の団体一般のために保護するのであって、家族成員の利益のためにそれを保護するのではない。また、家族成員個人の独立はいうまでもなく、家長即ち父自身の独立も本質的には認めていない。その脈絡の中で、教育権の重視は、子自身の利益を目的とするものではなく、団体全体の利益のために行われる。従って、そこでは親権は、より大きな義務に裏打ちされた権限ともいうべきもので、プロイセン一般国法における親権は、団体的性格をもった「国家のための親権」だというのである（同上）。石部雅亮氏も、ALRは、なお封建的身分的秩序を維持しつつ、国家権力自らが権力維持のために近代化を遂行しようとする18世紀の絶対主義国家の精神を反映しているとの観点から、その直接の起草者スアレッツ（C. G. Svarez）に影響を与えたヴェルフ（Chr. Wolff 1679-1754）の所論を検討しつつ、ALRの親権の特質を「親子関係における家父長制的体制の絶対主義的再編成」と要約している（同「プロイセン普通国法における親権の特質——ヴォルフの自然法理論との関連において——」『香川大学経済論叢』第32巻 第3・4・5号）。ハイネマン（Manfred Heinemann）は、この問題について論じるに当たり、起草者の一人クライン（Ernst Ferdinand Klein）の思想に注目している。クラインは、1788年の「ベルリン月刊誌」（*Berlinische Monatschrift*）上に、王立科学アカデミーの懸賞応募論文「旧来の権力について」（*Über die älterliche Gewalt*）を載せるのであるが、そこで、ハイネマンの表現によると、「親の自然権的な要求と国家の教育への関心との間の中間の途（*Mittelweg*）を見出そうとした」（*ders.*; *Schule im Vorfeld der Verwaltung. Die Entwicklung der preußischen Unterrichtsverwaltung von 1771-1800. Göttingen, 1974. S. 323*）。クラインによれば、父権は、確かに、自然法上正当に得られ、奪われることはない。しかし、同時に、全員の利益の保護者としての国家には、個々人の権利を一般（*Allgemeinheit*）の利益の中で制限する可能性が留保されるべきである。むしろ、国家に無制限の干渉権が認められるべきではない。自分が事実であり、有用であると思うことを子どもに真実であり、有用であると思わせる権利は決して失われることはない。教育に関して国家が配慮すべきは親に子の教育のための機会を与えるという点である。但し、親に子の後見の権利が帰属しているのと同様に、国家も、市民社会では親に対する後見の権利を持っている。国家には、親の教育義務に対する監督の権限が与えられねばならない（*ibd.*, S. 324）。親には自然の教育権（*das natürliche Erziehungsrecht*）が委ねられているが、更に、その家庭教育を超えて、未来の公民（*Staatsbürger*）を陶冶することが義務づけられている。その公的的教育への義務を独力で果たしうる親は例外的であるので、大部分の親は、公的な施設の利用を強制される。ハイネマンは、ALRにはこうしたクラインの思想が貫徹していると見る（*ibd.*, S. 327）。いずれも、自然法の観点から、親の教育権限を認めつつ、「公益の実現者」としての国家によるその制限、国家による教育の組織化を正当化するという論理構成をとる。

- [8] 「国家の吏員（*Diener*）の権利と義務について」定めた第10章の冒頭には、「武官および文官は、先ず、国家の安全、良き秩序そして福祉を維持し、促進するのを助けねばならない」（10-1）、「彼らは、一般的な臣民としての義務の他に、国家の首長に対して特別な忠誠と服従の義務を負う」（10-2）との規定がある。
- [9] Conrad Bornhak ; *Das preußische Unterrichtswesen als Staatsinstitut in rechtsgeschichtlicher Entwicklung. In : Archiv für Öffentliches Recht. 4(1889), S. 112*
- [10] プロイセンにおいて、国家法によって民衆初等学校の教師の副業が明確に禁止されるのは19世紀になってからである。例えば、1801年5月16日公布の「シュレジエンおよび伯爵領グラーツの農村および都市のカトリック下級学校のための学校規程」は、教師が、「生徒の教授にのみ従事し、専心すべきであるから、彼を放心させ、学校活動を妨げ、彼の品位に対する共同体の評価を低める虞れのあるものは、すべて避けねばならない」との観点から、罰則付きで、教師がビールやブランデーの販売、飲食店での商売、婚礼での演奏に携わることを禁止し（第32条）、また、領主・司祭に対しても、授業時間中に教師を私用に使うこと、裁判所書記の職務をさせること、病人のための司祭の巡回のお供や教会の仕事をさせることを禁止している（第33条）。事実上、そこではここで禁止されているようなことがあったと推測すべきであろう（*Rönne, S. 153.*）。なお、教師の仕事に携わる者が、同時に、教会の使用人や靴屋、織工、仕立屋、鍛冶屋の仕事にも携わっていたこと、時には、傷夷軍人が退役後の生活保障策として民衆初等学校の教師に任じられたこと、以前に他の職業に携わっていた者が年齢その他の事情でそれを辞めた後に教師の職に就く例がしばしばあった。こうした状況の背後には、直接的には、民衆初等学校で児童の教育に携わる人物がそのことによって得られる報酬だけでは生計を維持できなかったという事情があったが、更に、一般に、民衆初等学校の教師が専門的資質をもった一人の人間が専念して行うに値する意義・必要性をもったもの

とは認められていなかったという事情もあったであろう。

- [11] 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』 1991年. 195頁。
- [12] 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』 1967年. 100頁。
- [13] 末川 清「プロイセンにおける騎士領所有者の『オープリヒカイト』の権利をめぐる』『立命館文学』第228号 1964年. 46-47頁。
- [14] こうした、学校を教会関連施設または教会付属物とする見方は、A L Rの起草過程においても認められる。M. von Brauchitsch ; Verwaltungsgesetze für Preußen. Bd. 6. Erster Halbband. 1933. には、A L Rの起草にかかわる、プロイセン法務省所管の手續き文書が採録されているが、それによると、そもそも学校制度に関する規定は、クライン起草の草案では「教会および聖職身分の権利について」なる章に (ibd., S. 63), スアレツの第一草案でも「教会団体および聖職身分の権利・義務について」なる章に (ibd., S. 64) それぞれ含まれている。カルマーの第二草案で初めて「高等学校および下級学校について」なる見出しが出現するが (ibd., S. 65), そこには、例えば、「庶民学校の教師は、教会の下級聖職者 (niedere Kirchenbeamte) と同等とみなされる」 (ibd., S. 65), 「授業は、在地の聖職者 (Parochi) の所見により、児童が、その身分の分別ある人間として必要な知識を獲得したと判断されるまで続けられる。各共同体の教会長老に、説教師の指揮の下で、農村および小都市の学校の監督が義務づけられる」 (ibd., S. 66) などという規定が見られる。この第二草案に対する更なる修正を経て、1785年には「プロイセン国家のための一般法典の草案」(Entwurf eines allgemeinen Gesetzbuchs für die Preußischen Staaten) が印刷されるが (ibd., S. 66), そこでも、庶民学校がその共同体の聖職者の指揮下にあること (§ 5), 教会長老が学校の監督者であること (§ 6), 庶民学校の教師が教会の下級奉職者と同等とみなされること (§ 9) などが規定されている (ibd., S. 66)。A L R第Ⅱ部第12章の構成・内容がほぼ定着するのは「プロイセン国家のための一般法典」(1791年)においてである。学校と教会とのかかわりという観点からこの過程を見ると、要するに、学校の独自性が明確化されてくる過程と捉えることができる。なお、この起草過程については、山内芳文氏が既に検討されている(「ドイツ型国民教育の史的構造把握のための若干のノート(二)——プロイセン一般ラント法(1794)教育条項の位置づけをめぐる(続)——」『金沢大学教育学部紀要』第26号 昭和52年)。
- [15] Ludwig von Rönne, a. a. O., S. 76
- [16] 本稿におけるA L Rのテキストにはこの勅書が載せられていないため、同勅書については、Paul Landé 編の Das Allgemeine Landrecht für die Preußischen Staaten in seiner jetzigen Gestalt, Zweite Aufl., 1888. を参照した。
- [17] Fritz Hartung; Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 9. Aufl., 1969. (成瀬・坂井訳『ドイツ国制史——15世紀から現代まで——』 1980年 岩波書店 161頁)
- [18] 木佐茂男「プロイセン—ドイツ地方自治理論研究序説(一)」(『自治研究』第54巻第7号. 1978年7月) 101~102頁。
- [19] グーツヘルシャフトの形成過程において領主裁判権が果たした役割については、高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』 1954年. 221頁以下参照。
- [20] 大野英二「プロイセン・ドイツの近代化と地方自治(1)——領地区域とその解体——」『経済論叢』第123巻 第4・5号 4 (208) 頁。なお、グーツヘルシャフトの基本構造の叙述に際しては、主として、藤瀬前掲書と石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』(1969年)に依った。
- [21] C. Bornhak, a. a. O., S. 124
- [22] スアレツのこの思想は、本稿においては、主として、笹川前掲論文と、田熊文雄「ドイツ啓蒙絶対主義の『国家』概念——C. G. スアレツの Recht と Staat 論をめぐる——」『岡山大学法文学部学術紀要』(史学篇) 第39号. を参考にしつつ同書から要約した。